

部活動問題検討委員会 提言

1. これまでの部活動が果たしてきた意義

- ・ これまで学校で実施されてきた部活動は、生徒が身近に文化活動に接したり、深めたりする場として成立してきた。具体的には、生徒がやりたいことを自分の意思で追及し、資質や能力を高める場として位置づけられ、気分転換や心を落ち着かせる場として機能してきた一面があり、人間関係を広げたり、実社会に向けた生活習慣を身につけたり、目標に到達するまでの自治を経験したりする場として教育的意義を有してきた。学校教育の観点から捉えれば、教育課程の活動と関連づけて実施することで、教員が生徒理解を深めたり、組織運営や人間関係づくりに関わる専門性を発揮したり、部活動における指導の経験を教育課程の活動に活かしたりしながら、教育活動としての質を担保してきた一面がある。

2. これまでの部活動における課題

- ・ 教育的意義を有してきた部活動であるが、その一方で、勝利至上主義・体罰・暴力・ハラスメント・非科学的な練習といった指導に関わる問題や、活動意欲の差を背景にした生徒の分断、さらには人間関係の軋轢・いじめといった組織運営に関わる問題が生じてきた。同時に、保護者からの「勝利」や「競技成績」の要望が圧力になり、様々な問題の要因になってきた。また、教員の勤務時間外の労働について定めた給特法（超勤4項目）には部活動が位置づけられていないにもかかわらず、実態としては部活動の指導が超過勤務労働の一因となったり、教材研究などの業務（本務）を圧迫したりする状況が生じてきた。他にも、部活動の顧問に「安全管理」以上の役割が求められてきたことから、専門的な指導ができない教員にとって、部活動顧問が精神的に大きな負担になることもあった。

3. 部活動の地域移行・地域展開の意義

- ・ このような意義と課題をふまえ、持続可能な部活動に向けて、地域との連携や地域移行が進められようとしている。学校と地域が連携して生徒の文化活動を保障することによって、長期スパンの指導が展開できたり、世代や学校の枠を越えた交流を育んだり、教員の負担を軽減したりすることが期待できる。そのため、今後、高等学校において地域との連携や、部活動の地域移行を検討する際においても、生徒の文化活動に関わる格差が生じないように配慮しながら、教員の負担が軽減するように持続可能な部活動の在り方を検討していく必要がある。

4. 部活動の地域移行・地域展開の課題

- ・ しかし、現状は課題が山積している。部活動の受け皿となる学校外の施設が整備されていない地域も多い。また、近隣に施設があったとしても、部活動による予約が集中することで、地域住民による活動が制限されかねない。一方で、少子化や指導者不足を背景に展開されている「合同部活動」に関しても、都市部の学校間では連携できる可能性があるが、中山間地においては日程や時間などの調整が困難であり、地域間の格差が生じかねない状況である。

- ・ 指導者の面では、そもそも部活動指導を依頼できる人材を確保できない地域も多く、また、確保できた地域においても、指導者の都合に合わせる必要があることから、開始時刻や帰宅時刻が遅くなったり、親の送迎がないと参加できなかつたりする状況も生じている。指導者の資質の面では、教育的な配慮ができる外部指導者・部活動指導員によって、充実した活動を展開している事例がある一方で、ハラスメントや勝利至上主義の問題を生じさせることもある。謝礼に関しては未だ財源が不十分であり、無償で対応しているケースがほとんどである。

5. これからの部活動の方針と条件整備

基本方針1

- ・ 国や自治体は、これまでの部活動の意義と課題をふまえ、教員の労働環境の改善を前提にして、持続可能な部活動の在り方を検討する。

対策①・・・給特法や超勤4項目との矛盾を解決する

- ・ 現状の部活動の問題は、給特法や超勤4項目といった教育制度と、教育現場における部活動指導の実態との乖離によって生じているため、国は教員の労働環境の改善を前提にした法整備をする。

対策②・・・持続可能な部活動に向けた多様な展開をサポートする

- ・ 自治体は、持続可能な部活動に向けた、各学校による取り組みのサポートをする。具体的には、部活動を地域に移行、展開する、教員が関わりながら部活動を続ける、部活動の数を減らす、複数の学校による活動を認める、専門的な指導ができない教員には「安全管理」以上の責任（専門的な技術指導など）を求めないなど、多様な展開を認めるとともに、その条件整備を進める。

基本方針2

- ・ 国や自治体は、生徒が学校でも地域でも部活動をはじめとする文化活動に取り組めるように条件整備をする。

対策③・・・施設、指導者の整備

- ・ 学校と地域の施設を整備するとともに、教員、外部指導者、部活動指導員など適切な指導者を配置できるようにする。その際には、地域・自治体によって、サポートの在り方や公費負担の額が異なることがないようにする。

対策④・・・安全な環境に向けた「立ち会い」の体制

- ・ 部活動や文化活動における安全な環境を保障するために、保護者、シルバーセンター登録の住民、退職教員などによって立ち会う体制や、教員による立ち会いの輪番制（交代で1人～2人が立ち会う体制）が可能となるように条件整備をする。

対策⑤・・・指導者と生徒に対する研修

- ・ 部活動に関わる指導者が、国が示すガイドラインを順守し、生徒1人1人の成長を見守り、負担が生じないようにすると同時に、部活動に参加する生徒が大人に依存せずに、主体的に部活動やクラブを運営

できるようにする研修（部活動に関わる指導者と生徒の研修）を行う。また、日常の活動や大会において、学校と地域の連携が求められることがあるため、研修の内容には、教員、地域住民、生徒の意思疎通に関わる内容を含むことが望ましい。

基本方針3

- ・ 国や自治体は、部活動の指導に関わる教員に対して、手当の整備や勤務時間の調整を進める。また、部活動をはじめとする文化活動の享受に関わって、経済格差が生じないように各家庭への補助を整備する。

対策⑥・・・部活動に関わる手当や補助の整備

- ・ 部活動をはじめとする生徒の文化活動に携わる指導者・顧問に対しては、平日、休日を問わずに、指導した時間に応じた手当を支給する。また、顧問を引き受ける教員が支払うライセンス料、登録料、被服や用具については公費での補助を行う。
- ・ 大会の運営に関しては、現状では教員に関わる必要があるため、そのための手当も支給する。
- ・ これまで学校の部活動で支出してきた費用以上に経済的な負担が生じないように、各家庭に対する補助を充実させる。

基本方針4

- ・ 学校長及び自治体は、全ての教員が部活動を担当することを前提とせず、教員による選択を可能にする条件整備を進める。顧問を希望しない教員は、引き受けないことができるようにする。

対策⑦・・・顧問の選択制が実現するまでの条件整備

- ・ 顧問の選択制の環境が整備されるまでの過程においては、教員間の勤務時間や校務分掌の差に起因した、軋轢や分断が生じないような措置が求められる。具体的には、部活動指導の実態や、生じている問題を正確に把握し、援助を求めている教員・顧問に助言や情報提供を行うとともに、必要な人材を配置したり、教員定数を増加したりするなどの措置を通して、業務の総量を調整していくことが求められる。

長野高教組部活動問題検討委員会（敬称略）

コーディネーター 神谷 拓（関西大学人間健康学部教授、日本部活動学会会長）

委員（50音順・所属は昨年度）

伊藤 光葉（上田高校）

尾羽林 英樹（更級農業高校）

金井 知行（下伊那農業高校）

鈴木 望（長野西高校）

滝澤 裕紀（松本美須々ヶ丘高校）

竹村 真輝（下高井農林高校）

椿 宏尚（松本工業高校）

永田 奈津子（長野商業高校）

丸山 大樹（飯山高校）

湯澤 一道（飯田高校）

吉田 由美子（長野工業高校）

輪湖 洋輔（松本蟻ヶ崎高校）

事務局 近藤 正（書記長）

原 将俊（書記次長）

唐澤 佑作（書記次長）

河西 綾（書記）

牛山 佐和（書記）

検討会議経過（19：00～約2時間 オンライン会議）

2022年8月11日 第1回検討会議 執行委員長からの諮問、自己紹介、神谷先生のミニ講演会、今後の議論の進め方

8月23日 第2回検討会議 学校における部活動の意義と課題など

9月10日 第3回検討会議 超勤4項目との矛盾、教員の働き方など

9月23日 第4回検討会議 部活動の地域化、部活動顧問の負担など

10月15日 第5回検討会議 前回までの議論の到達点の確認と修正など

10月29日 第6回検討会議 地域移行や地域連携にかかわる課題など

11月12日 第7回検討会議 当事者（生徒・保護者）の意見聴取の会原案など

11月26日 第8回検討会議 議論を踏まえた提言（案）についてなど

12月17日 第9回検討会議 生徒3人、保護者2人、地域指導者1人の意見聴取会を公開で行った

2023年1月15日 第10回検討会議 意見聴取を踏まえた提言（案）の修正など

1月27日 第11回検討会議 提言（案）の最終調整確定し、執行委員長に答申